

**「安心・元気の埼玉」の実現に向けた  
提案・要望**

**＜重点政策に関する提案・要望＞**

**Ⅲ 誰もがいきいき活躍に向けた  
提案・要望**

# ■子育て応援埼玉

【内閣府、文部科学省、厚生労働省】

県担当課：学事課、少子政策課、国保医療課、  
教育局財務課、特別支援教育課

## 1 放課後児童健全育成事業の充実

【内閣府、厚生労働省】

### ◆提案・要望

- (1) 待機児童や対象学年の拡大に対応した量の拡充、適正規模の支援単位への移行促進、従事者の処遇改善及び研修の着実な実施を図れるよう、運営費及び整備費補助等において十分な財政措置を行うこと。
- (2) 放課後児童クラブの定員増につながる、余裕教室などの既存施設を活用した改修整備に対する補助負担割合について、国庫負担割合の嵩上げ措置を実施し、現行の国：県：市町村=1/3：1/3：1/3から、国：県：市町村=2/3：1/6：1/6へ変更すること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 本県では、全国2位の1,774か所の放課後児童クラブで児童の受入れを進める一方、令和元年度の待機児童数2,049人も全国2位の水準であり、更なるクラブの整備が不可欠である。
- ・ 厚生労働省令では、児童の集団活動の規模（支援単位）は、おおむね40人以下とされたが、本県ではまだ多くのクラブが40人を超える規模となっており、適正規模の支援単位への移行を強力に促進する必要がある。
- ・ また、厚生労働省及び文部科学省連名で平成30年9月に策定した「新・放課後子ども総合プラン」において、引き続き、新たに放課後児童クラブを整備する場合には、学校施設を徹底的に活用し、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指すとしている。
- ・ 平成28年度からは、一億総活躍社会の実現への加速を目指した放課後児童クラブの前倒し整備を促進するため、クラブの新設整備については、国庫負担割合の嵩上げが行われ、市町村の負担が軽減された（国：県：市町村=1/3：1/3：1/3 → 2/3：1/6：1/6）が、余裕教室など既存施設を活用した放課後児童クラブの改修整備については、従来どおり、国、県、市町村が1/3ずつの負担割合のままである。

### ◆参考

本県における放課後児童クラブ利用児童数及び待機児童数（各年度5月1日現在）

年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
利用児童数（人）	56,980	61,655	65,514	68,078	71,004
待機児童数（人）	1,827	1,846	1,691	1,657	2,049

## 2 保育士の処遇改善と人材確保の推進

【内閣府、文部科学省、厚生労働省】

### ◆提案・要望

- (1) 保育士が安定的・継続的に働くことができるように、保育所等の職員の給与が他の業種と比較し適切な水準となるよう、保育士の勤務実態に合った公定価格を定めること。特に隣接する市区町村の間で公定価格に大きな差が生じないよう、地域の実情を十分に反映した地域区分を設定すること。  
また、個々の公定価格の地域区分の設定に関する地方自治体の意見が反映される仕組みを早急に導入すること。
- (2) 公定価格の人件費部分を明確にし、保育士の給与に直接反映するための基準を導入すること。
- (3) 研修機会確保のため、公定価格において研修代替職員確保に要する費用の拡充を図ること。
- (4) 保育士・保育所支援センター運営事業などの保育士確保施策については、引き続き強力に推進し、国において十分な財源措置を図ること。
- (5) 保育士修学資金貸付等制度において、就職準備金貸付の対象者の要件を緩和すること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 本県では待機児童対策として、令和2年度に、5,300人分の保育サービス受入枠の拡大を予定しており、保育士の確保が喫緊の課題となっている。
- ・ 本県の保育士の有効求人倍率は、令和元年11月に4.44倍で、前年同時期（平成30年11月の4.76倍）よりも緩和されているものの、依然として厳しい状況であり、今後も保育士不足の深刻化が見込まれる。
- ・ 保育士の新規人材の確保と離職の防止を図るためには、保育士の処遇改善を行うことが必要であり、子ども・子育て支援新制度における公定価格を適切な水準に設定する必要がある。
- ・ 公定価格の地域区分は市区町村ごとに設定されており、東京都特別区や隣接する県内市町村との間で公定価格に大きな差が生じているなど、地域の実情を十分に反映した区分となっていない。
- ・ 令和2年度以降も、保育士確保策を引き続き強力に推進し、財源については、地方に負担を転嫁することなく、国において十分な財政措置を図ることが必要である。
- ・ 公定価格には人件費が含まれているが、その割合は示されていないため、保育士給与への配分が適切に行われているか不明確である。
- ・ 平成29年度から実施している保育士等キャリアアップ研修では修了要件として、1分野につき15時間以上の受講が義務付けられており、受講者は最低でも2日程度保育所等を離れる。現状では、処遇改善等加算Ⅱを受けるにあたり、研修受講要件は課されていないが、令和4年度開始までに研修の受講状況を踏まえ、必須化を判断するとされている。
- ・ 就職準備金貸付については、潜在保育士のニーズが高い週20時間未満の勤務が対象となっていない。そのため、本県では、週10時間以上20時間未満の勤務に就く潜在保育士1人当たり20万円の就職準備金貸付を独自に実施する。

◆参考

○令和元年賃金構造基本統計調査

	埼玉県		
	平均年齢	勤続年数	給与月額
保育士	33.9歳	5.5年	239,700円
全職種	43.3歳	11.6年	332,200円

### 3 保育の質の向上

【内閣府、文部科学省、厚生労働省】

#### ◆提案・要望

子ども・子育て支援新制度における保育の「質の向上」が十分行われるように恒久的な財源を確保し、保育の実情を反映した公定価格や補助単価を設定するとともに多子世帯の利用者負担を軽減すること。

また、幼児教育・保育の無償化に伴う財源については、地方に実質的な負担が新たに生じないように、必要な安定財源を国の責任で確保すること。

#### ◆本県の現状・課題等

- ・ 平成30年の本県の合計特殊出生率は1.34であり、全国で7番目に低い状況にある。
- ・ 国による子育て支援等の取組に加え、各地域の就労環境や子育て環境等の実情にあった少子化対策も効果的であることから、地方自治体が少子化対策を継続的に実施することができるような財政支援が必要である。

#### 【現状の詳細】

- ・ 平成27年4月に施行された「子ども・子育て支援新制度」は、質の改善の一部を実施する財源しか確保されていない。また、公定価格が地域の保育現場の人員費の状況を十分に反映した内容となっていない。
- ・ 保育所の公定価格においては1歳児6人に対し保育士1人を配置することとされている。しかし、本県では低年齢児保育の充実のため、私立保育所を対象に児童4人に対し保育士1人を配置できるよう補助を実施している。
- ・ 乳児は年度中途に入所することが多いが、保育士を年度中途に雇用することが難しいため、本県では保育所が年度当初から、年度後半の乳児の人数に対応した保育士を雇用できるよう補助を実施している。
- ・ 食に対する安全意識が高まる中、食物アレルギー等に対応するため、本県では、対応を要する児童2人以上を受け入れ、かつ国の配置基準を1人以上上回る調理員を配置している私立保育所等を対象として補助を行っている。
- ・ 児童一人一人の障害種別や程度に応じたきめの細かい保育を行うため、本県では障害児3人に対し1人の障害児担当保育士を配置できるよう補助を行っている。
- ・ チーム保育推進加算について、保育所には職員の平均勤続年数が12年以上であることが加算の要件である一方、幼稚園・認定こども園には同様の要件がない。
- ・ 子供が病気になった場合のセーフティネットを構築するため、病児保育施設の整備を促進している。
- ・ 本県では多子世帯の経済的負担を軽減するため、平成27年4月から制度の同時入所要件を撤廃し、満3歳未満の第3子以降の保育料を免除する補助を実施している。
- ・ 令和元年10月から実施の幼児教育無償化により、保育の質の向上に向けた十分な財源措置が必要となるとともに、認可外保育施設等も無償化の対象となったことから質の確保が重要となる。

## 4 保育所整備等への交付金等の充実

【文部科学省、厚生労働省】

### ◆提案・要望

- (1) 保育所整備等を円滑に行うため、保育所等整備交付金や認定こども園施設整備交付金、保育対策総合支援事業費補助金など、整備に対する補助の一層の充実を図ること。
- (2) 補助金で実施する送迎保育や賃借料補助などのソフト事業についても、待機児童対策に資することから、補助水準を維持し、継続すること。
- (3) 首都直下型地震など今後起こりうる地震災害への万全の備えとして、保育所、認定こども園などの保育施設の耐震化は急務である。施設の耐震化を促進するため、耐震診断費用を交付金の対象とし、耐震改修費用については補助率を引き上げること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 保育所等整備は、原則として、国から市町村に直接交付される交付金等により行われる。交付金は、市町村が児童福祉法の規定により作成する「市町村整備計画」に基づく事業を実施するための費用として交付される。市町村の計画を着実に推進するために、必要な時期に十分な支援が行われることが重要である。
- ・ 近年は、オリンピックに向けた建設需要の高まりなどにより、整備費用が高騰しており、事業者の負担も大きくなっている。
- ・ 首都直下型地震などへの備えとして、保育所、認定こども園の耐震診断や耐震化の取組を加速させるため、対象経費の拡充や補助率引上げが必要である。

### ◆参考

#### ○主な事業

保育所等整備交付金（保育所、認定こども園の保育所機能の整備）

認定こども園施設整備交付金（認定こども園の幼稚園機能の整備）

保育対策総合支援事業費補助金（送迎保育、賃貸物件による保育所整備など）

#### ○補助率

通常 国 1/2、市町村 1/4、事業者 1/4

特定（※） 国 2/3、市町村 1/12、事業者 1/4

（※）「子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている場合など

#### ○国の交付基準額

埼玉県 都市部 60 名定員（補助率 2/3）の場合 109,200 千円

#### ○待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合の基準額の増額

- ・ 土地借料加算

31,700 千円（通常：16,100 千円）

- ・ 地域の余裕スペース活用促進加算

都市部 11,160 千円（通常：2,530 千円）

○保育対策総合支援事業費補助金

・送迎保育（広域的保育所等利用事業）

事業に必要なバス借上げ費、保育士等雇上費等を補助

バス借上げ費 1施設につき基準額年間7,500千円

保育士等雇上費 1施設につき基準額年間5,000千円

・賃貸物件による保育所改修費

事業に必要な改修費等、賃借料を補助

1施設（20～59人）当たり基準額27,000千円（①32,000千円、②35,000千円）

①待機児童解消に向けて緊急時に対応する施策の採択

②①に加え、待機児童対策協議会において関連KPIを設定

○補助の方法

国→市町村→事業者

## 5 乳幼児等に対する公費負担医療制度の創設

【厚生労働省】

### ◆提案・要望

- (1) 地方単独事業として全都道府県で実施されている乳幼児及びひとり親家庭等に対する医療費助成について、国として統一した公費負担医療制度を創設すること。
- (2) 未就学児までを対象とする医療費助成の現物給付実施に伴う国民健康保険の国庫負担金減額措置は平成30年度に廃止されたが、未就学児以外に対する減額措置も直ちに廃止すること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 乳幼児及びひとり親家庭等に対する医療費助成は全都道府県で実施されており、子育て家庭の福祉の増進において大きな役割を果たしている。
- ・ しかし、各都道府県で受給者の基準や受給内容が異なっており、制度に不均衡が生じている。
- ・ また、市町村が現物給付を行う場合未就学児までを対象とする医療費助成については平成30年度から国民健康保険の国庫負担金減額措置が廃止された。しかし、未就学児以外を対象とする医療費助成については、減額措置が継続される。

### ◆参考

○埼玉県乳幼児及びひとり親家庭等医療費の助成状況

	乳幼児医療費の助成状況	ひとり親家庭等医療費の助成状況
医療費支給対象	就学前まで	母子・父子家庭の児童及びその保護者 両親のいない児童及びその保護者
医療費支給方法	償還払い	償還払い
令和2年度予算	2,761,039千円	1,031,715千円
令和元年度実績	受給対象者数 290,475人 支給件数 5,262,951件 市町村支給額 5,021,125千円 事業費県補助 2,459,119千円	受給対象者数 91,289人 支給件数 957,917件 市町村支給額 2,196,680千円 事業費県補助 988,440千円



## 6 高等学校等就学支援金制度の改善

【文部科学省】

### ◆提案・要望

- (1) 全ての子供たちに教育の機会均等を確保する観点から、就学支援金制度については十分な財源を確保するとともに、支給限度額の撤廃や、受給資格要件の緩和を図ること。
- (2) 所得の低い世帯の生徒の就学機会が奪われないよう、制度の拡充を図るとともに、国が責任を持って十分な財源を確保すること。
- (3) 就学支援金の支給事務については、学校関係者及び地方公共団体の意見を十分に聴き、生徒、保護者、学校及び都道府県の事務負担軽減の観点を踏まえた見直しを図ること。  
また、マイナンバー導入後の就学支援金の支給事務については、各都道府県における実施・運用状況や意見・要望を十分に把握した上で、国が責任をもって継続的な制度整備を行うこと。  
その上で、審査事務等に係る事務費について、マイナンバー導入を理由に一律に削減することなく、国がその全額について財政措置を講じること。
- (4) 就学支援金制度の周知は、引き続き国において実施すること。
- (5) 1単位当たりの授業料を設定している場合については、支給限度額を撤廃、支給額を月額にするなど算出方法を簡素化し、事務負担の軽減を図ること。
- (6) 年収約590万円未満世帯を対象とした私立高等学校の授業料の実質無償化については、引き続き国の責任において全ての財源を安定的に確保し、都道府県の財政負担が生じないようにすること。
- (7) 今後、就学支援金の制度内容を変更する際は、各都道府県が就学支援金に関連して実施する独自補助などの仕組みを国において詳細に調査し、その結果を考慮した上で学校や各都道府県が現実的に対応可能な制度設計を行うこと。
- (8) 令和2年度からの所得判定基準の変更に伴い、大幅な増加が見込まれる生徒・保護者からの就学支援金に関する問合せについて、遅滞なく対応できるよう国において専用窓口を設けるなど必要な措置を講じること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 所得の低い世帯の生徒の就学の機会を引き続き確保するなど、教育の機会均等を確保する観点から経済的負担を軽減する必要がある。
- ・ 県立高校においては、県が定めた授業料額と支給限度額の差額を県が負担している。また、支援の対象は、正規修業年数までであり、それを超える部分については、生徒が負担している。
- ・ 私立高校においては、令和2年度から年収約590万円未満世帯を対象に、授業料の全国平均額を上限とした無償化が実施されることとなったが、授業料が全国平均額を超える学校や、年収590万

円を超える世帯の学費負担は依然大きく、更なる支援の充実が必要である。

- ・ 家計急変（保護者の失職等）などの事由により、所得の低くなった世帯の生徒でも、就学支援金の対象とならない場合がある。
- ・ 県が実施する家計急変（保護者の失職等）世帯への授業料減免措置に対して国庫負担2分の1の補助金を交付するとしているが、全額国庫補助とし十分な財源を確保する必要がある。
- ・ 定時制、通信制等で、1単位当たりの授業料を設定している場合は、就学支援金の額が月額ではなく、1単位当たり単価で定められている。この結果、履修単位数によって生徒ごとに支給額が異なることになり、非常に事務が煩雑となっている。
- ・ 所得の基準年度が第1期と第2期で分かれており、制度が分かりづらい上、1年生は年2回の所得審査が必要であるなど、事務が煩雑となっている。
- ・ 就学支援金の申請受付や審査事務に当たり、プライバシーへの配慮、また、債権管理等といった事務が増加し、事務費も発生している。また、国からの事務費交付金については、マイナンバー導入による事務軽減を理由に令和元年度から交付額が減額されたが、各県では審査のためにマイナンバーの入力業務委託を必要とするなど新たな事務費が発生している。
- ・ 就学支援金の支給事務へのマイナンバー導入については、マイナンバーの徴収や新システムの操作、税額照会後のエラー対応などの新たな事務に対し現場で多くの混乱が生じた。
- ・ 就学支援金制度について、中学3年生やその保護者への周知が引き続き必要である。
- ・ 本県の私立高校等においては、就学支援金に上乘せする形で授業料や施設費等の補助を行っている。申請件数は延べ約6万件に及ぶため、審査等の事務処理に相当の時間を費やすことから交付決定までにはどうしても数か月の期間を必要とする。
- ・ 令和2年度からの就学支援金制度改正において、所得の判定基準等が変更することとなっているが、内容が非常に複雑になっており、生徒・保護者からの問合せに対し十分な説明が困難となっている。

## 7 高等学校等就学支援金の支給額等の見直し

【文部科学省】

### ◆提案・要望

父母負担の軽減を図るため、高等学校等就学支援金の支給額等の改定を行い、空調の整備及び運転に必要なコストを的確に反映させること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 地方財政計画に定める公立学校の授業料（以下「標準的な授業料」という。）は、平成19年度に改定された後、10年以上据え置かれたままとなっている。
- ・ その間、多くの公立高等学校では生徒の学習環境の充実を図るため空調設備を設置してきた。さらに、昨今の猛暑を踏まえると、生徒の安全確保の観点から、空調設備は必要不可欠な設備である。
- ・ こうしたコストは、標準的な授業料に適切に反映すべきであるが、前記のとおり長期にわたり見直されていないため、これを基に算定した高等学校等就学支援金は過少な状態である。
- ・ 本県でも、適当な財源措置がなされていないため、空調はP T Aが設置するなどし、維持管理費を含めて父母負担となっているところである。

### ◆参考

○地方財政計画に基づく公立高等学校の授業料の年額（全日制）

現行	空調使用料相当額	見直し後（案）
118,800円	+9,000円	127,800円

空調使用料相当額：本県のP T A等の団体が徴収している空調使用料を基に試算

## 8 特別支援学校の設置義務の拡大及び財政的支援制度の充実

【文部科学省】

### ◆提案・要望

- (1) 特別支援学校に在籍する児童生徒数の増加に対応するとともに、「多様な学びの場」の充実を図るため、学校教育法第80条により、都道府県と定められている特別支援学校の設置義務について、政令市にも拡大を図ること。
- (2) 特別支援学校の設置・運営に係る財政的支援制度の充実を図ること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 県立知的障害特別支援学校では、都市部を中心に児童生徒数の増加が著しく、過密の状況となっており、引き続き児童生徒数が増加する見込みであることから、過密状況への対応は喫緊の課題である。
- ・ 県では、平成19年度以降、知的障害特別支援学校を10校設置するとともに、現在、新校や分校の設置など学校の整備に取り組んでいるところであるが、過密解消には至らない。
- ・ 政令市は、児童生徒数や財政規模等を鑑みても、特別支援学校における教育の一定水準と学校規模を維持することが十分可能であり、知的障害特別支援学校を設置している政令市も多い。
- ・ 特別支援学校の設置義務が政令市に拡大すれば、市内の児童生徒を受け入れるための特別支援学校の設置の動きが促進され、児童生徒数の増加に対応するとともに、多様な学びが可能となり、特別支援教育の充実に大きな効果が見込まれる。
- ・ また、県立及び市町村立特別支援学校の設置・運営に係る財政的負担は極めて大きく、必要な学校整備を計画的に推進するためには、一層の財政的支援制度の充実が求められる。

### ◆参考

○県立知的障害特別支援学校 児童生徒数の推移



○政令市 市立特別支援学校の設置状況等

No	都道府県	市	学校数		在籍数※2	人口※3
			知的※1	他の障害		
1	北海道	札幌市	2	3	357	1,955,457
2	宮城県	仙台市	1	0	155	1,062,585
3	埼玉県	さいたま市	0	2	90	1,302,256
4	千葉県	千葉市	3	0	365	970,049
5	神奈川県	横浜市	5	8	1,546	3,745,796
6		川崎市	2	1	617	1,500,460
7		相模原市	0	0	—	718,367
8	新潟県	新潟市	2	0	276	792,868
9	静岡県	静岡市	0	0	—	702,395
10		浜松市	0	0	—	804,780
11	愛知県	名古屋市	4	0	1,081	2,294,362
12	京都府	京都市	7	1	1,128	1,412,570
13	大阪府	大阪市※4	—	—	—	2,714,484
14		堺市	2	0	334	837,773
15	兵庫県	神戸市	4	1	1,130	1,538,025
16	岡山県	岡山市	0	0	—	709,241
17	広島県	広島市	1	0	560	1,196,138
18	福岡県	北九州市	6	2	1,240	955,935
19		福岡市	6	2	1,600	1,540,923
20	熊本県	熊本市	1	0	67	734,105

※1 知的障害の学校数には、他障害種との併置校含む

※2 在籍数は、各政令市等発表値(令和元年5月1日現在)

※3 人口については、平成31年1月1日住民基本台帳人口

※4 平成28年4月 大阪市立特別支援学校12校は、府立に移管

